令和9年度

保育園・認定こども園・保育所

入所のご案内

（令和9年4月～令和10年3月入所用）

小山市役所　こども未来部　保育課　幼保係

〒323―8686　小山市中央町1－1－1　小山市役所3階

TEL　0285－22－9614（直通）

MEMO

保育園・認定こども園・保育所入所のご案内　目次

1　保育所等を利用される方へ

利用できる施設・クラス年齢表・保育の必要性の認定区分について ……2

保育を必要とする事由と在籍可能期間について ……3

保育必要量（利用可能時間）について ……4

2　入所申請をこれからされる方へ

申込みから入所までの流れについて ……5

入所申請について ……6～7

保育の必要性の認定・入所申請に必要な書類について ……8～9

認定こども園の申請について ……10

広域入所申請（市外の保育所等への申請・市外からの申請）について ……10～11

3　保育内容について

保育内容について ……12

食事について ……12

2歳児までの保育園について ……13

家庭状況の変更について ……13

保育の解除（途中退所）について ……13

4　保育料について

保育料について ……14

0歳児から2歳児クラスの保育料減免による無償化について ……15

保育料減免適用申請について ……15

給食費について ……15

副食費免除事業について（3、4、5歳児クラス対象） ……15

5　特別保育事業について

病児保育事業について ……16

休日保育事業について ……16

一時預かり事業について ……16

6　保育所（園）整備計画 ……17

7　よくあるご質問 ……18～19

8　保育園・認定こども園・公立保育所一覧 ……20～21

1 保育所等を利用される方へ

利用できる施設

種別	内容
保育所・保育園	国が定めた設置基準を満たし、県から認可された施設です。 保護者が就労・疾病などの保育を必要とする事由に応じて家庭において保育が困難である場合、保護者に代わって保育をする施設であり、児童の健全な発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。 3歳児クラス以上は保育を必要とする事由がなくても、園と直接契約をすることで在園することが可能です。 市では幼稚園と保育園の良さを併せ持つ認定こども園を普及させ、教育と保育を一体的に受けられる環境を確保しています。

クラス年齢表

令和9年(2027年)4月1日現在の年齢で利用する施設のクラスが決まります。

例:令和8年4月3日生まれのお子さんが1歳の誕生日を迎えても、年度中の申請は0歳児クラスとなります。

クラス	生年月日
0歳児	令和 8年(2026年)4月2日 ～
1歳児	令和 7年(2025年)4月2日 ～ 令和 8年(2026年)4月1日
2歳児	令和 6年(2024年)4月2日 ～ 令和 7年(2025年)4月1日
3歳児	令和 5年(2023年)4月2日 ～ 令和 6年(2024年)4月1日
4歳児	令和 4年(2022年)4月2日 ～ 令和 5年(2023年)4月1日
5歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ～ 令和 4年(2022年)4月1日

「保育の必要性」の認定区分について

保育園・認定こども園・保育所を利用する場合、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	主な利用先
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の児童	認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより保育を希望する児童	保育園・保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより保育を希望する児童	保育園・保育所 認定こども園

※1号認定で認定こども園に入園希望の場合は、各園に直接申込みください。

保育を必要とする事由と在籍可能期間

保育の必要性の認定(保育認定)を受ける場合、次のいずれかに該当する必要があります。

事由		保育施設に在籍できる期間
就労	児童の保護者が1ヶ月64時間以上(休憩時間を除く)就労し、児童の保育ができない場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間を含む)	保護者が就労を辞めるまで (最長就学前まで)
妊娠・出産	児童の保護者が出産前後のため、児童の保育ができない場合	※1
疾病・障がい	児童の保護者が病気・負傷・心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合	理由がなくなるまで
介護・看護	児童と同居している親族または、長期入院等している親族を保護者が常時介護・看護にあたっているため、児童の保育ができない場合	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災・風水害・地震などにより復旧の間、児童の保育ができない場合	災害復旧が終了するまで
求職活動	児童の保護者が求職活動を行っているため、児童の保育ができない場合(起業準備も含む)	2か月以内
就学	児童の保護者が就学(職業訓練学校を含む)のため、児童の保育ができない場合(オンデマンド授業不可)	保護者が卒業する月末まで
虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合	理由がなくなるまで
育児休業	すでに保育施設に入所している児童で、保護者が育児休業取得中も継続利用が必要と市から認められ、保護者の育児休業復帰後も同じ保育施設を継続して利用する場合 ※令和8年4月1日から育児休業の父母同時取得も認定対象(父母ともに下の子が1歳の誕生日を迎える月の末日まで取得可)	下の子が1歳の誕生日を迎える月の末日まで ※2
その他	上記に類する状態として市が認める場合	

※1　出産事由の認定期間・在園可能期間について

①認定期間

出産予定日の前8週の日が含まれる月の1日から、産後8週の日が含まれる月の月末まで

(申込時点では出産予定日の後8週の日が含まれる月の月末までの認定となり、実際の出産日によっては認定期間が変更となる場合があります)

②在籍可能期間

妊娠・出産事由にて入所が承諾された場合、認定期間の満了をもって退園となります。

退園月の翌月以降も入所を希望される方は再度、申請が必要になります。

※2　育児休業中の利用申請(在籍の園から別の保育施設への申請を含む)について

育児休業中はご家庭での保育ができるため、原則、利用申請はできません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、**育児休業を終了し、休業開始時と同一の就労先に復職することを前提とした申請となります。**

きょうだいで同時に申請する場合、きょうだいのうちいずれかの入所が決定した場合であっても復職が必要となります。同時申請の際、入所申込みに関する調査票下部にあります番号の選択にはご注意ください。

育児休業認定での在籍につきましては、保育環境が変化しないことを事由に認めておりますので、別の保育施設を希望する申請(転園申請)があった場合、申請書を提出した月の月末で退園となります。

保育必要量（利用可能時間）

保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の区分があり、保育が必要な事由に応じて決定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間（最大11時間/日）	保育短時間（最大8時間/日）
就労/就学/介護・看護	○	○
妊娠・出産/疾病・障がい/ 虐待・DV/災害復旧/	○	
求職活動/育児休業		○

※就労については、月120時間（休憩時間除く）以上であれば標準時間認定、月120時間（休憩時間除く）未満であれば短時間認定となります。
※月120時間未満であっても、正当な理由（通勤時間の都合等）がある場合は、申し出により、標準時間認定を受けることも可能です。
※父母で保育を必要とする事由が異なり、どちらか一方でも保育短時間の事由の場合、保育必要量（利用時間）は短時間認定となります。

（例）父： 就労 （標準時間）、母：妊娠・出産（標準時間） →「標準時間認定」
父： 就労 （標準時間）、母：育児休業 （短時間） →「短時間認定」
父：育児休業（短時間）、母：妊娠・出産（標準時間） →「短時間認定」

特別な配慮が必要な児童について

保育施設への入所を希望される方で、児童の入所にあたり特別な配慮を希望される場合には、入所申込み申請前に必ず保育課にご相談くださいますようお願いいたします。

【特別な配慮が必要な児童とは】

① 医療行為の必要な児童（医療的ケア児）
主な医療行為 ： 経管栄養 痰吸引 酸素療法 人工肛門 導尿
血糖管理（血糖測定、インスリン注射等） 吸入
② 配慮が必要な病気がある児童
③ 心身の成長発達に心配がある児童
④ 食物アレルギーや宗教等により食べられるものに制限がある児童

上記の内容に該当する場合は、申請にあたり別途書類等の提出が必要になる場合がありますので、事前に保育課までご連絡くださいますようお願いいたします。保健師や栄養士等により状況を確認させていただくことがございますので予めご了承ください。また、安心安全な保育環境を整えることが難しい場合は、ご希望に添えない場合もございます。

2　入所申請をこれからされる方へ

申込みから入所までの流れ

①　申請書類の提出

締切日までに保育の必要性の認定を受けるための申請と利用申請が必要です。必要書類・注意事項を下記ページでご確認の上、ご申請ください。

締切日について：P6～7　　申請に必要な書類：P8～9

⇩

②認定・利用調整

申請書類を基に、保育の必要性の認定・利用調整を行います。

保育施設の定員枠を考慮しながら、保育の必要性の高い方から希望する保育施設を対象に利用調整を行います。

⇩

③認定証・結果送付（結果を電話や窓口でお答えすることはできません。）

・4月入所・予約申し込み（1次申請）：1月29日発送
・4月入所（2次申請）：2 月26日発送
・5～12月の通常申込：前月15日頃発送予定
・1～3月の通常申込：12月15日頃発送予定

⇩

承諾の場合

⇩

④－（1）
入所を希望する

入所前に決定先の保育施設にて、オリエンテーションを受けていただきます。

⇩

⑤入所

⇩

④－（2）
入所を辞退する

P9のとおり『保育所入所申込取下書』の提出が必要です。速やかに保育課までご連絡ください。

保留の場合

⇩

④－（3）
4月・予約申込みの方
二次利用調整

再度利用調整を行います。

希望施設や状況変更（求職⇒内定等）がある場合は、P6に記載の変更受付期間内に保育課までご連絡ください。

⇩

④－（4）
年度末まで利用調整

申請は年度内有効のため、3月までは利用調整を行います。

次月以降の希望施設の変更や、状況の変更がある場合、保育課までご連絡ください。

入所申請について

※P8～9記載の必要書類に不備がある場合は申請の受付ができません。余裕をもってご申請ください。

※出産前の申請も可能です。申立書・母子(親子)健康手帳の表紙の写しをあわせてご提出いただき、出産後にお子様のお名前と生年月日を保育課までご連絡ください。また、出産日が遅れ、入所月の1日時点で施設の受入れ可能月齢に満たない場合、入所取消となることがございます。ご注意ください。

※申請日時点で小山市に住所がない方は、P10をご確認ください。

※「入所保留」を希望する利用の申込みは受付できません。

① 令和9年4月＜1次申請＞

受付期間		令和8年10月19日(月) ～ 令和8年10月30日(金) 月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15
受付場所	公立保育所第一希望	保育課窓口(小山市役所3階)
	上記以外	第一希望の施設にて受付
変更受付期間 (希望施設・保育事由の変更受付)		令和8年11月16日(月) ～ 令和8年12月4日(金) ⇒令和9年4月の1次利用調整に反映 令和9年1月4日(月) ～ 令和9年2月5日(金) ⇒令和9年4月の2次利用調整に反映
施設空き状況公表予定		令和8年10月中旬頃
結果発送		令和9年1月29日(金)に通知発送

② 産休育休明けの復職と同時に入所を希望し、令和9年5～9月の予約申請

受付期間・受付場所・変更受付期間 施設空き状況公表予定・結果発送	上記①と同期間
申請要件	両親ともに1日7時間、および月140時間以上就労(休憩時間を除く) 産休・育休明けに同じ職場に復職し、就労する場合。 ※派遣社員等の場合、派遣元の会社が変わらなければ申請可能です。 ※育児短時間勤務により申込要件の時間を下回っていても、労働契約(就業規則)で要件を満たしていれば、予約申し込みが可能です。 ※令和9年4月1日時点で65歳以下の同居者がいる場合は、同居者の方も求職活動以外の保育を必要とする事由が必要となります。 ※申請日時点で小山市に住所がある方のみ予約申し込みが可能です。

※上の子が育休認定で在園かつ育休延長中の方は、予約申請ではなく4月申請をご利用ください。

※入所保留となった方を対象に、2次調整を2月中に行います。

※2次調整で入所保留となった方については、令和9年度の入所希望月に再度、申し込みが必要となります。

③ 令和9年4月＜2次申請＞

受付期間	令和9年1月4日(月) ～ 令和9年2月5日(金) 月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15
受付場所	保育課窓口(小山市役所3階)
施設空き状況公表予定	令和9年2月上旬頃
結果発送	令和9年2月26日(金)に通知発送

※2次申請での利用調整については、1次利用調整後の空きがある施設を対象に行います。

④ 令和9年5月以降の申請

受付期間	基本的には入所希望月の2ヶ月前～入所希望月の前月5日(下表参照) 月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15 ※1～3月の利用調整は同時に行いますので締切にご注意ください。
受付場所	保育課窓口(小山市役所3階)
施設空き状況公表予定	入所月の2ヶ月前の月末頃
結果発送	毎月15日(15日が休日・祝日の場合はその直前の開庁日)に通知発送

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
5月	3月1日(月) ～ 4月5日(月)	10月	8月2日(月) ～ 9月3日(金)
6月	4月1日(木) ～ 5月6日(木)	11月	9月1日(水) ～ 10月5日(火)
7月	5月6日(木) ～ 6月4日(金)	12月	10月1日(金) ～ 11月5日(木)
8月	6月1日(火) ～ 7月5日(月)	1～3月	11月1日(月) ～ 12月3日(金)
9月	7月1日(木) ～ 8月5日(木)		

◎産休・育休明けによる入所可能月と慣らし保育について

育児休業明けの入所申請は原則復職月からの入所となりますが、慣らし保育期間として平日5日間が取れない場合、復職月の前月からの入所申請が可能です。(ただし、復職月の前月に入所する場合は、その月の保育必要量は短時間認定となります。)

毎月1日からの入所となり、慣らし保育期間も入所扱いとなるため、保育料・副食費が発生します。

入所可能月	復職日	入所可能月	復職日
4月	4月 1日(木)～ 5月12 日(水)	10月	10月 1日(金)～11月 8日(月)
5月	5月 1日(土)～ 6月 7日(月)	11月	11月 1日(月)～12月 7日(火)
6月	6月 1日(火)～ 7月 7日(水)	12月	12月 1日(水)～ 1月 7日(金)
7月	7月 1日(木)～ 8月 6日(金)	1月	1月 1日(土)～ 2月 7日(月)
8月	8月 1日(日)～ 9月 7日(火)	2月	2月 1日(火)～ 3月 7日(火)
9月	9月 1日(水)～10月 7日(木)	3月	3月 1日(水)～ 4月 7日(金)

祝日法の改正などにより祝日等が変更になった場合は、変更された祝日に伴い入所可能月が変更となります。

申請書一式は育児休業延長等の手続きに必要となりますので、必ず申請前にコピーをしていただきますようお願いいたします。

※申請時と異なる状況となった場合は、早急に保育課までご連絡ください。

・育児休業終了後、同じ就労先に復職予定で申請したが、転職することとなったとき

・申請時に提出した就労証明書の就労時間より短い時間での就労に契約(就労規則)が変更となったとき

⇒入所後であっても入所が取り消しになる可能性があります。入所前に必ず保育課までご連絡ください。

・出産予定日の前8週の日が、入所決定月に含まれる場合

⇒申請時は別事由での利用申込であっても、妊娠・出産の認定期間での限定入所に切替となります。
利用調整を再度行い、入所の可否を確認しますので、保育課まで早急にご連絡ください。

利用調整時点で提出された状況と異なる状況での入所となる場合は、再度入所の可否を判断します。状況を変更する可能性が発覚した時点で、保育課までご相談ください。

保育の必要性の認定・入所申請に必要な書類

・申請時には下記の①～③の書類をご用意のうえ、**お子様と一緒にお越しください。**
・申請後に状況の変化があった場合は④をご確認の上、書類をご用意ください。
・書類の不足や内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。書類不備とならないよう、記入漏れはないか等をよくご確認の上、余裕をもって受付期間内にご提出ください。
・**すべての書類に消えるボールペンはご使用できません。また、証明書は修正テープ等の訂正も受付ができません。**
・証明書・診断書等の書類は、証明日から起算して3か月以内に受理したものが有効となります。

① 必須書類

		☑
提出書類	教育・保育の必要性認定申請書(1, 2, 3号) 兼 保育所入所申込書 兼 児童台帳(2, 3号)	
	入所申込みに関する調査票	
	育児休業に係る入所申し込み誓約書	
	児童の心身発育状況調査票	
	保育料等納付誓約書	
	入所申込みに関する確認事項及び同意書	
確認書類	申請者(保護者)1名分の個人番号(マイナンバー)カード ※個人番号(マイナンバー)カードの提出が難しい場合は下記(1)、(2)のいずれか (1) 個人番号通知カードおよび顔写真付の身分証明書(運転免許証等) (2) 個人番号記載の住民票および顔写真付の身分証明書(運転免許証等)	
	申込児童の母子(親子)健康手帳	

② 状況によって提出が必要な書類

状況		☑
父母が離婚前提で別居中	申立書	
	離婚調停中であることがわかる書類(裁判所からの呼出状 等) 離婚協議中であることがわかる書類(弁護士等による証明) のいずれか ※1	
保護者が単身赴任中	申立書	
身体障害者手帳等をお持ちの方がいる	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※氏名、住所、種別、等級が確認できるページをご用意ください。	
外国籍の方	本人と同居者全員分の在留カードの写し(両面)	
生活保護受給世帯	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証の写し	
出産前の申請	申立書	
	母子(親子)健康手帳の表紙の写し	

※1 離婚調停中・協議中であることがわかる書類の提出が出来ない場合、申立書のみをご提出ください。
その場合、利用調整において指数の加点対象とはなりません。

③ 保育を必要とする事由を証明する書類

65歳以下（令和9年4月1日時点）の同居者（世帯分離・敷地内別棟も同居とみなします）の方がいらっしゃる場合、保育を必要とする理由を証明する書類の提出がないと利用調整の際に減点対象となります。

また、5～9月の産休・育休明けの予約申込みについては、65歳以下の同居者の書類の提出は必須となります。

事由			☑
就労	会社勤め	就労証明書	
	会社勤め（転職予定）	新職の就労証明書（新職が未定の場合は求職活動申告書　※2）※4	
	自営業	就労証明書　※3 直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届の写し	
	内職	就労証明書 委託契約書の写し　または　実績が確認できる書類の写し	
	育児休業中	就労証明書（育児休業期間・復職日が記載されているもの）	
	就労予定（内定）	就労証明書　※4	
妊娠・出産		申立書 母子（親子）健康手帳の表紙の写し	
疾病・障がい		申立書 保育ができない状況であることがわかる診断書（原本）・療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の写し いずれか1つ	
介護・看護		介護・看護状況申告書 診断書（原本）・療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の写し　いずれか1つ	
求職活動中		求職活動申告書 ハローワーク登録証の写し　等	
就学　※5		就学状況申告書 在学証明書　または　学生証の写し 年間カリキュラムの写し	

※2　申請期間中に新職の就労証明書が提出されない場合、入所事由は自動的に求職活動へ変更となります。

※3　自営業の実績が確認できない場合や開業準備中の場合は求職活動として利用調整を行います。

※4　就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。

※5　オンデマンド授業での就学は認めておりません。

④ 入所申込後に提出が必要な書類

変更の内容			☑
保育の必要性がなくなった 入所の意思がなくなった 市外へ転出した		保育所入所申込取下書	
退職	保育の必要性がなくなった	保育所入所申込取下書	
	求職活動を開始した	求職活動申告書	
育児休業から復職しなくなった 就労内定が取消となった 勤務時間が減った		変更後の状況に応じた書類（就労証明書　等）	
母子（親子）健康手帳の交付を受けた		申立書 母子（親子）健康手帳の表紙の写し	
勤務先が内定した		就労証明書	
就労を開始した		就労証明書	
住所・連絡先が変わった 同居者等世帯構成が変わった 保護者・児童の氏名が変わった 希望先保育施設を変えたい		保育課までご連絡ください	

書類提出の前に、必ず保育課までご連絡ください。連絡または書類の提出がないまま入所が決定した場合、入所取消や退園となる場合があります。

また、申込取下をした場合、保留通知は発行されませんのでご注意ください。

認定こども園の申請について

認定こども園は、認定区分（教育認定・保育認定）により、申請方法・書類が異なります。

教育認定（1号）利用希望の場合は以下の通りとなります。

受付期間　：令和9年4月入園申請の受付は令和8年9月8日（火）からになります。
5月以降の入園申請につきましては各園で受付期間が異なりますので希望の認定こども園にご相談ください。

受付場所　：希望の認定こども園へ直接お申込みください。

必要書類　：教育・保育の必要性認定申請書のほか、各園で必要な書類となります。希望の認定こども園にご確認ください。

※保育認定（2・3号）利用希望の場合は P5～9をご参照ください。

また、教育認定（1号）での利用から保育認定（2号）に切り替え希望の方は、入所申請手続きが必要になります。P5～9をお読みいただき、書類をご用意の上ご申請ください。すでに在籍されているお子様の場合、面接は不要になります。

広域入所申請（市外の保育所等への申請・市外からの申請）について

※広域利用は年度単位になります。継続して利用を希望する場合は毎年度申請が必要です。

① 申請日時点で小山市にお住まいで、小山市外の保育施設を希望する場合

申請先の市町村によって申請の要件・申込締切日・必要書類が異なります。

希望保育施設のある自治体にご確認の上、申請先自治体の締切日2週間前までに小山市保育課に書類をご提出ください。

※締切直前にご相談いただいても申請が間に合わない場合がございます。

（1）　申請の要件（例）

・保護者の就労先が保育希望の自治体内にある

・保育希望の自治体へ転出予定

・小山市内の保育施設では児童の送迎が困難　等

※上記要件に該当する場合でも、希望先自治体の受入要件によっては、申請ができない場合がございます。

（2）　申請と利用調整について

小山市保育課窓口へ、申請書類一式の提出が必要です。

小山市が保育の必要性の認定を行い、希望保育施設のある自治体へ申請します。

利用調整は、希望保育施設のある自治体または希望保育施設が行います。

結果は小山市より申請者の方へお伝えします。

市外転出予定の方は、賃貸契約書や住宅の売買契約書等の追加書類が必要な場合がございますので、転出先自治体へお問い合わせください。また、転出手続き後、速やかに転出先自治体の申込様式にて申請手続きが必要です。

② 申請日時点で小山市外にお住まいで、小山市内の保育施設を希望する場合

（1） 小山市外から小山市内の保育施設に通う場合

1. 申請の要件 **（通勤経路や求職活動中での申請は受付出来ません）**

・小山市内に保護者の就労先がある場合

・小山市内に里帰り出産予定

2. 申請について

・受付期間については、P6～7に記載の期間をご参照ください。

※4月（1次申請）の受付は、市民（転入予定者含む）のみ調整となるため、勤務先要件等で申請される場合（小山市認可保育施設で就労（予定）の保育士等を除く）は、申請受付ができませんので、ご了承ください。

・申請時点で住所のある自治体からご申請ください。（申請書類は、申請時点で住所がある自治体の様式になります。）

・申請締切日までに届かない場合、利用調整の対象とはなりません。

3. 利用調整・その他

・利用調整は小山市が行い、結果については住所地の自治体へ回答いたします。

・入所期間は最長で年度末までになります。

（2） 利用開始月の前月末までに小山市内に転入予定の場合

1. 申請書類

・入所申込書類一式

・小山市内での住所がわかる書類（住宅の売買または賃貸借契約書・実家の場合は公共料金の領収書等）

・転入に関する誓約書

・住民税課税証明書等（市区町村民税所得割額が記載されているもの）

2. 申請について

・受付期間については、P6～7に記載の期間をご参照ください。

・申請日時点で転入後の住所がわかる書類の提出ができる方のみ、申請が可能です。

※転入先未定での申込みの受付は、出来ませんのでご注意ください。

・転入前の自治体窓口を経由せず、小山市保育課にて直接申請手続きすることも可能です。

3. 利用調整について

・利用調整は小山市が行います。

・小山市にて直接受付した方は、小山市から直接郵送にて結果を通知します。

・転入前の自治体を経由して申請をされた方は、小山市から転入前自治体に結果を通知します。

4. 転入後手続きについて

・小山市窓口にて直接申請した方

転入後、保育課に転入が済んだ旨をご連絡ください。

・転入前自治体の様式を用いて申請した方

転入後、小山市様式での申請が必要となります。転入後速やかに保育課まで書類をご提出ください。

申請受付の際に、お子様の面接を行いますので、お子様も一緒に窓口にお越しください。

3 保育内容について

子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるために、保育所保育指針（保育園・保育所）、認定こども園教育・保育要領（認定こども園）に基づき、資質・能力の３つの柱とそれに基づく５つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）と幼児期の終わりまでに育って欲しい１０の姿、また乳児保育の３つの視点を保育の実践に活かし、小学校・義務教育学校へ繋げています。

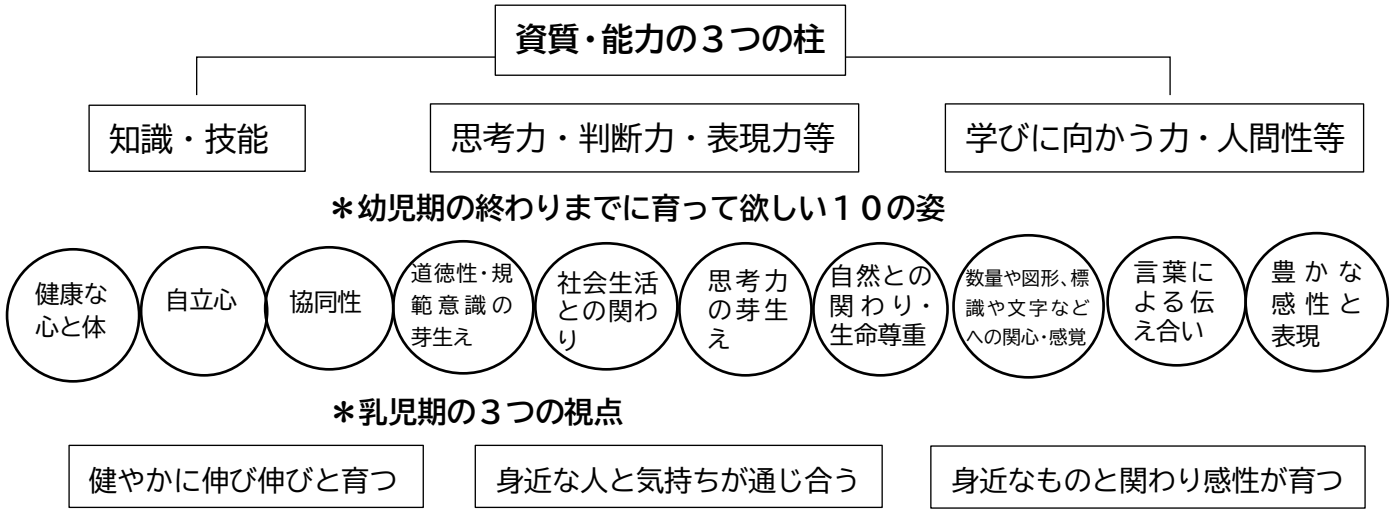

◎保育園・認定こども園・保育所の見学は随時受付けております。
行事等の都合もありますので、施設へ事前に連絡のうえ、必ず見学をお願いします。

食事について

食事の内容は毎月献立表でお知らせし、各施設内で調理して提供しています。

【クラス・年齢別の対応について】

	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
０歳児クラス	**月齢等を配慮した離乳食とミルク**		
１、２歳児クラス	○	**あり（主食と副食）**	○
３～５歳児クラス		**あり（副食のみ）** **※施設で主食を提供する場合もあります。**	○

※給食費については、15ページをご覧ください

【個別の対応について】

・食物アレルギーや疾患等によって、個別対応が必要な場合は入所申込み前にご相談ください。
なお、食物アレルギーによる除去対応等を希望する場合は、生活管理指導表（小山市所定の様式）の提出が必要となります。

・保育施設での食物アレルギー発症を防ぐため、ご家庭においてお子さんの各年齢・発達段階の範囲内で食べられる食材を増やしておくと給食がスムーズにすすめられます。
初めての食材を保育施設で食べることのないよう、ご協力をお願いします。

2歳児までの保育園について

下記の５か所の保育園に入園されるお子さまの保育の実施は、
２歳児クラス（３歳になった年度の３月３１日）までとなります。

・栗の実保育園　・ひまわり保育園　・にこにこ保育園　・静林保育園　・駅東さくら保育園

◎３歳児クラスとなる４月からも保育施設を希望する場合は、**４月入所の申込みが必要**です。
◎３歳児から、認定こども園・私立幼稚園に入園することもできます。
（直接幼稚園にお問い合わせください。）

家庭状況の変更について

入所後、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合は、在園している保育施設に「認定変更（変更・取消）申請書（兼）内容変更届（兼）支給認定証再交付申請書」（以下、変更届）等の書類を提出してください。
※変更内容により支給認定証を新たに交付することがありますので、必ず手続きをしてください。

① 居住地が変わった場合　……（転居、単身赴任、電話番号の変更等）
② 世帯状況が変わった場合……（結婚、離婚、妊娠・出産、祖父母と同居開始、養子縁組、生活保護受給開始・廃止等）
③ 就労・就学状況が変わった場合…（就労・就学先、就労・就学時間・日数の変更等）
④ 家庭内保育が可能になった場合…（退職、病気全快、卒業、育児休業取得、その他）
⑤ 同一世帯に属する方が障害手帳を取得した場合…（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者手帳等）

※①に該当する場合は、「変更届」の提出が必要となります。
※②③④⑤に該当する場合は、「変更届」の他に、状況を確認する書類の提出が必要となります。

保育の解除(途中退所)について

都合により保育施設を退所する場合は、退所することが確定した時点で「退所届」を在園している保育施設に提出してください。
また、入所期間中であっても、保育を必要とする事由が無くなった場合には、保育園・認定こども園（保育認定）・保育所を退所していただくことがあります。
＜例＞　①保育の認定期限が切れた場合（求職活動状況のまま他の入所事由が無く２か月経過、妊娠・出産のための保育実施期間満了等）
②就労時間が短く基準を満たしていない場合（月６４時間未満は基準以下となります）
③申請内容に虚偽が判明した場合
④出席日数が少なく、家庭保育が可能な場合
⑤小山市外へ転出した場合（転出日の月末まで在園できます）
⑥保育料の著しい滞納があり、納付計画を履行していない場合
⑦申込時と入所理由が異なり、家庭保育が可能な場合
⑧連続する２か月を超えて欠席をする場合（第２子以降の里帰り出産等）　等

4 保育料について

保育料について

保育料は、保護者の所得に応じた負担となり**市民税所得割額をもとに「利用者負担額の基準額表」のとおり保育料（利用者負担）を算定する**ことになります。

また、保育料の算定に使用する課税年度については、4月から8月分の保育料は令和8年度の市民税所得割額で算定し、9月分からの保育料は令和9年度の市民税所得割額で算定します。

0～2 歳児クラスの非課税世帯と 3 歳児クラス以上は全世帯を対象に保育料が無償化されます。

※実費として徴収されている費用（食材料費・行事費など）は、無償化の対象外です。

＜利用者負担額の基準額表＞

階層区分	定義			月額（円）	
				0～2歳児	3歳児以上
				標準時間（短時間）	標準時間（短時間）
1	生活保護世帯			0	0
2	1階層を除き、市民税非課税世帯			0	0
3～8	1階層を除き、市税の所得割額が次の区分に該当する世帯	3	市民税所得割額 48,600 円未満の世帯	12,000（11,800）	0
			（※）に該当する世帯	0	0
		4	市民税所得割額 77,100 円以下の世帯	17,000（16,800）	0
			（※）に該当する世帯	0	0
		5	市民税所得割額 97,000 円未満の世帯	24,000（23,600）	0
		6	市民税所得割額 169,000 円未満の世帯	33,000（32,500）	0
		7	市民税所得割額 211,200 円未満の世帯	40,000（39,400）	0
		8	市民税所得割額 211,200 円以上の世帯	49,000（48,200）	0

・保育料決定通知書は、入所前月末に保育課より入所した施設へお渡しします。
その後、施設より保護者の皆様へ通知をお渡しします。
・両親ともに課税されている場合、2人の課税額の合計額による算定となります。
・両親以外の同居親族（祖父母等）に課税があっても、保育料の算定には含みません。
（ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合を除く）
・市民税所得割額については、地方税法による住宅借入金等特別税控除等の税額控除を適用しない額を用います。
・年齢区分については、令和9年4月1日時点の年齢を用います。
・協議離婚中の場合、保護者双方とも算定に含みます。

（※） に該当する世帯とは
・児童本人もしくは児童と同一世帯に属する方が療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの世帯
・離婚等によるひとり親、または未婚のひとり親世帯（離婚協議中・調停中の場合は該当しない）

0歳児から2歳児クラスの保育料減免による無償化について

・　保育料の減免により、保育料が無料となる方　・・・申請書の提出が必須となります

児童の状況	第2子以降 保育料免除申請書	添付書類
第2子以降の児童（無料）	○	無し

第2子以降の児童とは　…保護者が扶養にとっている 18 歳未満の子※から数え、入所児童が第2子以降の場合

※　以下に当てはまる場合、最年長者を第1子として算定いたします。

・保護者が扶養にとっている学生が22歳を迎える年度の末日まで

・保護者が扶養にとっている障がい者手帳を持つ方が20歳を迎える年度の末日まで

家庭状況確認のためお電話にてご連絡をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

保育料減免適用申請について

階層区分が国基準の無償化に該当する世帯の場合は申請を行う必要ありません。

上記の保育料減免対象者に該当する場合は、保育課より**「第2子以降保育料免除申請書」**を「入所承諾書」と同封し、送付いたします。

記入後、**「第2子以降保育料免除申請書」**を入所施設にご提出してください。

（該当する方で**「第2子以降保育料免除申請書」**が送付されない場合は、保育課にご連絡ください。）

保育料減免の適用にあたっては申請書の提出が必要となりますので、提出漏れがないようご注意ください。

給食費について

・0、1、2歳児クラス

給食費（主食費・副食費）については、保育料に含まれております。

・3、4、5歳児クラス

給食費（主食費・副食費）については、以下の通り、保護者負担となります。

◎公立保育所

副食費を市にお支払いいただきます。

※主食はご自宅から持参していただきます。

◎私立保育園・認定こども園

副食費を施設にお支払いいただきます。

※主食はご自宅から持参または施設による実費徴収となりますので、詳細は入所施設にご確認ください。

副食費免除事業について（3、4、5歳児クラス対象）

3、4、5歳児クラス（2号）で下記の要件に該当する者は、副食費が免除されます。

・市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯
・ひとり親世帯、児童もしくは児童と同一世帯に療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの方がいる場合（市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯のみ対象）
・第３子以降の児童
　第３子　…保護者が扶養にとっている１８歳未満の子※から数え入所児童が第３子以降の場合
　　※　以下に当てはまる場合、最年長者を第1子として算定いたします。
　　・保護者が扶養にとっている学生が22歳を迎える年度の末日まで
　　・保護者が扶養にとっている障がい者手帳を持つ方が20歳を迎える年度の末日まで

5 特別保育事業について

病児保育事業について

小山市に住所がある小学校6年生(義務教育学校前期課程を含む)までの児童が対象となります。
児童が病気中・または病気の回復期にあり、家庭での保育ができない期間、一時的に下記の実施施設にて
お預かりします。
(年度毎に事前登録が必要です。利用希望の方は、保育課または在籍保育施設へ利用登録書をご提出願います。)

＜実施施設＞

実施施設	住　　所	電話番号
こばとキッズ	小山市出井1931－1	0285－25－2815
新小山市民病院 病児保育室「ひまわり」	小山市神鳥谷2251－1	0285－39－8355
おおきこどもクリニック 病児保育ルームソリヤ	小山市美しが丘 3-34-22	080-9075-0025

＜保育時間＞8:00～18:00(月～土曜日)
※日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日まで)を除く。
＜利用料金＞日額2，000円　※市民税非課税世帯は日額500円、生活保護世帯は日額0円
＜利用方法＞実施施設に電話で予約をし、利用当日に利用申請書とかかりつけの医師が
記入した診療情報提供書または利用連絡票を提出してください。
※病児保育ルームソリヤは前日の 12:00 から当日の 12:00 までは、
おおきこどもクリニックの Web 予約ページから予約になります。
※結城市の城西病院内の病児保育をご利用いただくことも可能です。
上記実施施設とは登録手順が異なりますので、詳細は下記までお問合せ願います。

城西病院　病児保育室「ひばり」	茨城県結城市結城10745－24	0296－33－5121

休日保育事業について

日曜祝日に保護者の方の勤務等で保育が必要と認められる場合に利用することができます。
＜実施施設＞・・・・・こばとキッズ
(住所)小山市出井1931－1　(TEL)0285－25－2815
＜保育時間＞・・・・・8:00～18:00
＜利用料金＞・・・・・無料
＜利用方法＞・・・・・事前に保育課に申請し、休日保育が必要と認定を受けたのち、
実施施設である「こばとキッズ」に予約をしてください。

一時預かり事業について

小山市に住所がある児童で、保護者がパートタイムで働いているなど、週1日～3日保育を必要とする方や、保護者の疾病等により家庭で児童を保育できない方のために、一時的に児童をお預かりします。
＜実施施設＞・・・・・・P20～21　参照
＜保育時間＞・・・・・・9:00～16:00頃　※施設によって異なります。
＜利用料金＞・・・・・・日額2，000円～3，000円　※年齢、施設によって異なります。
＜利用方法＞・・・・・・直接実施保育施設に申込みしてください。

6 保育所(園)整備計画

●公立保育所整備の実施計画

地　区	公立保育所	年度　(年)				
		R７年度 (2025)	８年度 (2026)	９年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
		第４次計画				
小　山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続				
	②城北保育所	当面存続				
大　谷	③中久喜保育所	当面存続				
間々田	④もみじ保育所 ※令和8年度より「もみじ保育園」として民営化	民営化し保育定員を確保	令和８年４月			
	⑤間々田中央保育所 （旧 間々田北・網戸保育所）	令和６年中に統合し、市の拠点施設として存続 （令和8年4月に新園舎開設）	令和８年４月			
桑・絹	⑥出井保育所	市の拠点施設として存続（令和8年度中に新園舎開設予定）	令和８年度中目標			
	⑦絹保育所	当面存続				
公立保育所の施設数		7	6	6	6	6

7 よくあるご質問

入所申込みについて		
	質問内容	回 答
1	申込みをすれば必ず入れますか？	希望施設に空きがない場合や、申込の結果在籍児童数が定員を超える場合は入所できない場合があります。
2	申込みは早い方が有利ですか？	先着順で入所を決定するものではありませんので、各月の期限内に申込みをしてください。利用調整は期限内に申込みをした方の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に施設入所が決定します。 また、年度後半にかけて入所枠は減少していくため、年度当初よりも年度途中の申込みの方は希望保育施設への入所が難しくなる傾向があります。
3	希望先は第10希望まで埋める必要はありますか？	無理に第10希望まで埋める必要はありません。入所が決定した後にキャンセルをしないよう、通う意思のある施設のみご記入ください。
4	施設の空き状況を知ることはできますか？	可能です。小山市のホームページ〔保育園(所)・認定こども園の空き状況(〇月入所向け)〕からご覧いただけます。毎月末に翌々月入所に向けた空き状況を公表しています。
5	施設の事前見学をしていなくても申し込みはできますか？	事前に見学を行った施設のみ希望先に入れて申請することができます。 希望する施設に関しては、申請前に必ず見学をお願いします。
6	就労証明書が期日までに間に合いません。受付してもらえますか？	入所申込みに必要な書類が全てそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。
7	祖父母と同居していると入所できませんか？	入所可能です。 ただし、65歳以下の同居者がいる場合、その方が就労などで日常的に保育できないことが分かる書類(就労証明書等)の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整で減点の対象となります。
8	パート勤務は正社員と比べると、不利になりますか？	雇用形態は利用調整に影響しません。就労日数や就労時間での判断となります。
9	兄弟姉妹で同時に申込むと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申込と比べると、申込む人数が多い分、入所が難しくなる傾向があります。 また、「入所申込みに関する調査票」の入所条件「同じ施設希望」「同月入所希望」欄については、希望の条件を必ずご記入ください。「別月の入所でも良い」を選択した場合は、未入所となったお子さんがいても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
10	兄弟姉妹で申込をするときは、就労(内定)証明書は2枚必要ですか？	必要ありません。 児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申請書に、コピーを上のお子さんの申請書に添付して頂ければ申込みができます。
11	申込みの結果、入所できなかった場合は、毎月申込みをする必要がありますか？	必要ありません。入所できなくても、申込みをした年度の3月まで毎月利用調整を行います。翌年度の入所申込みについては改めて申込み手続きが必要となりますのでご注意ください。 なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再度手続きが必要となりますので、P8 をご参照ください。
12	入所保留通知が届きました。仕事を始めなければなりませんが、他の預け先はありませんか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き同年度3月まで毎月利用調整を行います。認可保育所に入所できるまで、一時預かり又は認可外保育施設等のご利用をご検討ください。一時預かりを実施している施設は P20、21をご参照ください。小山市内の認可外保育施設は小山市ホームページをご参照ください。

	質問内容	回 答
13	12～3月入所の申込みをして入所できなかった場合、4月に入所したいと考えていますが、手続きの流れはどのようになりますか？	別途4月入所の申込みをする必要があります。4月入所申込みの受付期間は、12～3月入所申込みの結果発送前となります。 申請期間をご確認のうえ、12～3月入所申込みの結果が分かる前に必ず4月入所の申込みをお願いします。
14	2号で認定こども園に入園を希望していますが、2号で入園できない場合は1号での入園を希望しています。1号と2号の併願はできますか？	併願可能です。入所を検討している認定こども園が1ヵ所であれば1号(教育認定)と2号(保育認定)を同時に申込むことを推奨しております。
15	認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたいです。どのような手続きが必要ですか？	改めて入所申込手続きを行う必要があります。手続きは、新規の申込方法と同じですので、P5～9 をご参照ください。
16	入所した後に、別の施設に転園することはできますか？	転園の申込みをすることは可能です。手続きは、新規の申込みと同じです。ただし、転園希望先の施設の入所枠を超える申込みがあった場合は、新規の申込みをされた方を優先しますので、転園するのは難しいのが現状です。申込みの際は、よく検討していただいたうえで希望先を記入してください。 また、転園が決定した場合、現在利用している施設には別のお子さんが入所する可能性が高いため、元の施設へ戻ることはできません。
	保育料(利用者負担額)について	
1	保育料は施設ごとに変わりますか？	変わりません。保護者の市民税所得割額により決定しますので、P14をご参照ください。 ただし、保育料以外の費用(施設管理費等)は施設によって異なりますので、詳しくは施設までお問合せください。
2	保育料無償化の対象になるのは？	2･3号(保育認定)の場合は、0～2歳児クラスの非課税世帯、及び3歳児クラス以上が無償化の対象です。また、0～2歳児クラスの第2子以降の児童は保育料の減免により保育料が無料となります。 1号(教育認定)の場合は、全員無償化の対象です。
3	去年は育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市民税所得割額、9～3月は当年度の市民税所得割額に基づき保育料が決定されますので、8月までは一昨年の所得に応じた保育料となります。
4	祖父母と同居していますが、保育料算定対象になりますか？	保護者のどちらかが住民税の課税対象である場合、祖父母は保育料算定対象になりません。
5	婚姻関係にない同居しているパートナーは保育料の算定対象となりますか？	対象児童を現に監護している場合は、算定対象となります。
	利用時間について	
1	保育標準時間認定の場合、必ず11 時間利用できますか？	利用できる時間は、通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じ、最長11 時間の範囲内で保育が必要な時間となります。
2	先月退職をし求職活動中ですが、認定変更届の提出が遅れたため、今月は引き続き標準時間認定を受けています。11 時間利用しても良いですか？	利用できる時間は、保育が必要な時間となります。求職活動中であれば、本来の保育必要量は短時間認定となりますので、8時間以内での利用をお願いします。

その他ご不明な点は、保育課まで直接お問合せください。

8 保育園一覧

≪私立保育園≫

施設No.	保育園名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間（土曜日）	延	一	休	病
1	小山西保育園	70名	松沼121-1 TEL 37-0102	満2か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○			
2	みどり丘保育園	50名	扶桑2-2-4 TEL 23-7800	満2か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
3	小山みなみ保育園	80名	塚崎768 TEL 27-4864	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
4	黒田保育園	90名	西黒田316-2 TEL 45-4614	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
5	つくし保育園	90名	花垣町1-16-17 TEL 24-0021	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
6	こばと保育園	130名	雨ケ谷417 TEL 27-0209	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00（延長有）	○	○		□
7	すみれ保育園	70名	駅南町6-9-11 TEL 27-7990	満2か月～	7:00～18:30	8:30～17:30	○			□
8	さくら保育園	100名	羽川456-4 TEL 23-7068	満2か月～	7:00～19:00	8:00～18:00	○	○		□
9	こぐま保育園	90名	西城南5-6-3 TEL 28-1189	満2か月～	7:10～19:10	7:00～18:00	○	○		□
10	すみれチャイルド	35名	駅南町3-22-3 TEL 27-5292	満2か月～	7:00～18:30	8:30～17:30	○			
⑪	栗の実保育園	36名	神鳥谷1-6-3 TEL 24-4004	満2か月～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑫	ひまわり保育園	35名	横倉新田287-2 TEL 28-6355	満6か月～2歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
⑬	にこにこ保育園	35名	犬塚3-15-1 TEL 25-9201	満6か月～2歳児	7:00～18:00	7:00～18:00				□
14	木の実保育園	80名	犬塚51-23 TEL 22-3715	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
15	こひつじ保育園	30名	城東2-9-11 TEL 25-7152	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑯	静林保育園	40名	喜沢320-1 TEL 25-8002	満6か月～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
17	こばとキッズ	90名	出井1931-1 TEL 25-2815	満2か月～	6:45～19:30	6:45～18:00（延長有）	○	○	○	◎
18	城山さくら保育園	50名	城山町3－7－5 TEL 39-6330	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
19	間々田保育園	90名	間々田924－1 TEL 41-1101	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00（延長有）	○	○		□
20	あけぼの保育園	90名	神鳥谷4-6-27 TEL 23-2200	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
21	東城南とまと保育園	100名	東城南3-5-3 TEL 37-8682	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
22	城東にこにこ保育園	80名	城東1-9-23 TEL 37-8505	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			□
23	若木保育園	90名	若木町1-6-31 TEL 39-7265	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00（延長有）	○	○		□
㉔	駅東さくら保育園	35名	駅東通り1-2-50 TEL 38-6709	満2か月～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○			□
25	もみじ保育園	70名	暁3-11-2 TEL 39-8488	満2か月～	7:30～19:30	7:30～18:30	○			

◎番号に○印のついている園は、0、1、2歳児クラスまでの受入れとなります。

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育短時間」 ⇒最長8時間（8:30～16:30）

「保育標準時間」⇒最長 11 時間（7:00～18:00）

※小山西保育園は、8:00～16:00

※こぐま保育園は、 7:10～18:10

こばとキッズは、 6:45～17:45

もみじ保育園は、 7:30～18:30

※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

◎土曜保育について、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

（延）…標準時間利用での延長保育

（一）…一時預かり事業

（休）…休日保育

（病）…病児保育事業 ⇒ ◎…病児対応型 □…体調不良児対応型

認定こども園・公立保育所一覧

≪認定こども園≫

施設No.	認定こども園名	保育定員 教育定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 （土曜日）	延	一	休	病
1	認定とまとこども園	50名 15名	下泉488-3 TEL 38-3121	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
2	認定おおやこども園	70名 45名	東野田2130-1 TEL 28-0080	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
3	認定こども園 小山幼稚園	70名 105名	東城南5-23-7 TEL 27-3534	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○		
4	認定こども園 生井ゆりかご幼稚園	30名 15名	上生井679-3 TEL 0282-67-3038	満8か月～	7:30～19:00	7:30～19:00	○	○		
5	認定こども園 のぶしま幼稚園	30名 15名	延島96 TEL 49-2471	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
6	認定間々田こども園	65名 35名	乙女3-1-6 TEL 45-0223	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
7	認定こども園 みのり幼稚園	135名 150名	萩島56 TEL 38-2027	満6か月～	7:00～19:00	7:00～19:00	○			□
8	認定こども園 梅ケ原幼稚園	50名 75名	城東5-11-20 TEL 25-3333	満6か月～	7:30～18:30	8:00～17:00				
9	認定こども園 早蕨幼稚園	50名 23名	城山町2-4-21 TEL 22-0093	満6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30				
10	認定こども園 乙女幼稚園	60名 115名	乙女2-30-22 TEL 45-0740	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:00	○			
11	認定こども園 栗の実	160名 200名	神鳥谷1-5-11 TEL 25-6906	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
12	認定こども園 静林幼稚園	160名 180名	喜沢199 TEL 22-1792	満6か月～	7:00～19:00	8:00～18:00	○			□
13	認定こども園 せいほう幼稚園	140名 205名	中久喜1221-1 TEL 22-3618	満6か月～	7:00～19:00	8:00～17:00	○			
14	はねかわ太陽 認定こども園	172名 108名	羽川190-7 TEL 25-4794	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
15	認定こども園 ひまわり幼稚園	138名 150名	横倉新田287-2 TEL 27-0441	満6か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○			□
16	認定こども園 楠エンゼル幼稚園	146名 270名	犬塚3-14-2 TEL 23-6870	満6か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		□

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が、

「保育　短時間」⇒最長8時間（8:30～16:30）

※認定こども園生井ゆりかご幼稚園、認定間々田こども園、認定こども園早蕨幼稚園は、8:00～16:00

「保育標準時間」⇒最長 11 時間(7:30～18:30)

※認定とまとこども園、認定おおやこども園、認定こども園栗の実、認定こども園静林幼稚園、認定こども園せいほう幼稚園、はねかわ太陽認定こども園、認定こども園ひまわり幼稚園、認定こども園楠エンゼル幼稚園は、7:00～18:00　※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

≪公立保育所≫

施設No.	保育所名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 （土曜日）	延	一	休	病
1	やはた保育所 ◆	142名	八幡町2-8-8 TEL 21-2725	満2か月～	7:30～19:30	◆やはた保育所 ◆出井保育所 ◆間々田中央保育所 7:30～18:30 （延長有） ※公立保育所に入所している方は上記いずれかの利用が可能です。	○	○		
2	絹保育所	60名	高椅482-1 TEL 49-0046	満2か月～	7:30～18:30			○		
3	中久喜保育所	60名	中久喜1093-1 TEL 25-4782	満2か月～	7:30～18:30			○		
4	出井保育所 ◆	90名	出井1060-1 TEL 23-3047 (新園舎TEL 23-3005 令和8年11月24日から)	満2か月～	7:30～19:30		○			
5	間々田中央保育所♦	150名	間々田790-1 TEL 45-1717	満2か月～	7:30～19:30		○	○		
6	城北保育所	90名	駅東通り3-15-1 TEL 24-1197	満2か月～	7:30～19:30		○	○		

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が
「保育　短時間」⇒最長8時間（8:30～16:30）
「保育標準時間」⇒最長 11 時間(7:30～18:30)が最大利用時間となります。
※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。